

火災共済制度改定のご案内

①令和6年10月改定について

令和6年10月に以下の改定を行いましたのでご案内いたします。



水災料率の細分化

市区町村別に水災料率の細分化を反映した掛金の改定を行いました。

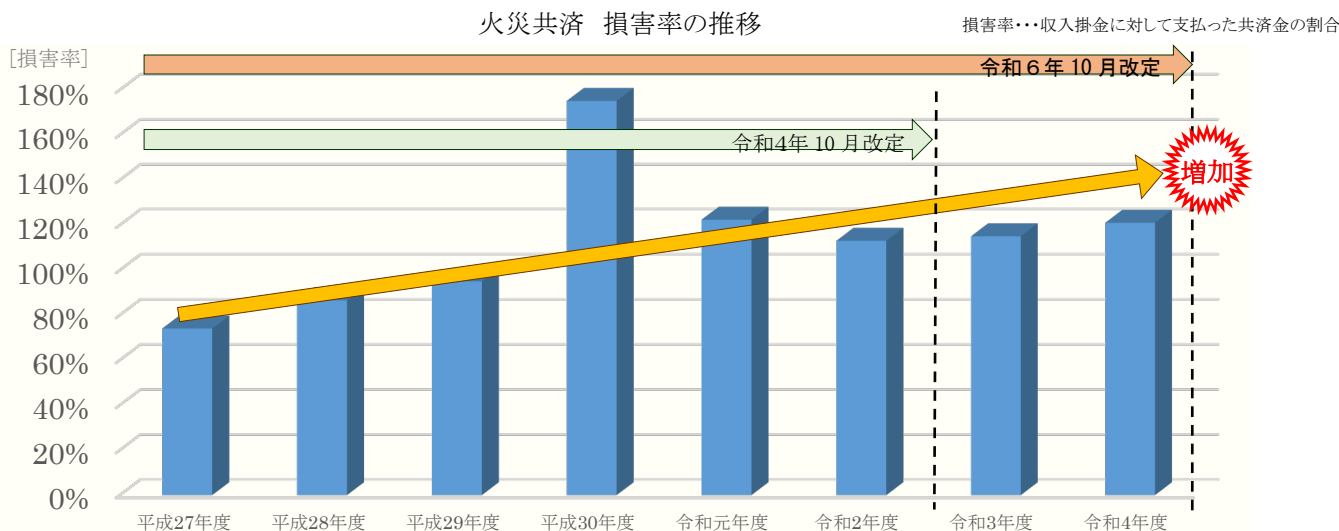
対象の補償プラン	対象物件	対象目的	細分化の内容
総合火災共済	専用住宅	建 物 家 財	地域単位: 共済の対象となる建物が所在する <u>市区町村別</u> 等区分: 1等地 2等地 3等地 4等地 5等地 → 掛金高い
新総合火災共済 D型	専用住宅 併用住宅		※ 等区分設定は損害保険料率算出機構による。

近年、水災による損害が増加して掛金の値上げも続く中、地域間の水災リスクの違いによる掛金の公平化を図る必要があることから、市区町村別に水災料率の細分化を反映した掛金の改定を行いました。



共済掛金の改定

自然災害のリスクが一層高まっていることから共済掛金を改定しました。



令和2年度までの自然災害の影響を反映した前回の改定から令和3年度以降も令和3年1月の寒波による大雪、令和3年7月・8月の大雨、令和4年6月のひょう災、台風14号・台風15号といった大規模な自然災害が発生していることが要因となっています。



築浅割引率の改定

築年数の浅い建物は築年数が経過した建物よりリスクが低い実態があります。こうしたリスク較差を共済掛金に反映させるため、築年数が5年未満の築浅物件を対象とした割引率（建物のみ）を拡大しました。

現行	
築 10 年未満	最大 60%割引
築 10 年以上 20 年未満	最大 30%割引



改定	
築 5 年未満	最大 70%割引
築 5 年以上 10 年未満	最大 60%割引
築 10 年以上 20 年未満	最大 30%割引



築年数による係数の新設

建物の築年数の経過とともに共済金をお支払いするケースが多くなっていることから、よりリスクを反映した共済掛金とするため、「築年数 25 年以上または築年数不明」の建物に対し、「1.1」を乗じる築年数による係数（建物のみ）を新設しました。

改定	
築年数 25 年以上または築年数不明	建物の共済掛金率 $\times 1.1$

②令和8年 10 月改定について

令和 8 年 10 月に以下の改定を行いましたのでご案内いたします。



築年数の経過した建物契約の取扱いの変更

建物の築年数等を踏まえ、今後の建物状況等を定期的に確認させていただく観点から、一定の築年数※を経過した建物を含む契約につきましては、1 年契約でご案内させていただきます。

※建築年数が 55 年を経過した建物、もしくは建築年数が不明な建物となります。

共済始期時点で**築 55 年を経過**していた場合、**共済期間は1年間**となります

☆☆建築年月	
昭和 46 年 10 月	不明

共済期間・払込方法はご希望どおりですか？		チェック ☐
共済期間	令和 8 年 10 月 28 日 午後 04 時から 令和 9 年 10 月 28 日 午後 4 時まで	01 年 00 月 00 日
自動継続	長期自動継続特約	支払方法
支払方法	一括払	支払期日
支払期日	毎月 1 日	口座振替
口座振替	別当共済金（別当共済金）	振替口座
振替口座	前契約と同一	振替口座
振替口座	他契約と同一	振替口座
振替口座	工部局以外の場合は（振替依頼書が必要）	振替口座

火災共済 復旧サポートサービス

とうきょう共済で修理業者を手配する復旧サポートサービスをご利用いただけます。

- ・広域災害時などでの迅速な復旧支援
- ・悪質な修理業者等とのトラブルの回避

を目的としたサービスです。お気軽にご相談ください。

※本サービスのご利用は火災共済の事故に関わる復旧のみとなります。

※罹災調査時において損害調査員からの手配となります。



- このご案内は、改定の概要を説明したものです。共済金をお支払いできない場合等の詳しい内容につきましては、「約款(Web 約款)」、「重要事項説明書」、「パンフレット」をご覧ください。
- 約款(Web 約款)はご契約後に共済契約証書に同封してご案内いたします。
- パンフレットはとうきょう共済ホームページに掲載しております。